

事 務 連 絡
令和6年(2024年)1月11日

関係介護保険事業所・施設 管理者 様

山口県健康福祉部長寿社会課長

国による介護職員処遇改善支援事業等の実施について(周知)

このことについて、国の令和5年度補正予算により、必要な介護人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、介護職員の更なる処遇改善を行うことを目的とした、介護職員処遇改善支援事業等が実施されます。

当該事業については、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、介護職員等ベースアップ等支援加算に上乘せする形で、収入を2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置を行うこととされていますが、現在、国において事業内容の詳細が検討されており、1月中旬頃に実施要綱等が示される見通しです。

については、別添のとおり国の補正予算に関する資料をお送りしますので、当該事業の活用を検討される場合には、就業規則の変更など、貴施設で必要となる対応について、あらかじめ御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

事業概要等(※詳細は今後決定)

[対 象] 令和6年2月から5月までの賃金引上げ分

(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う。)

[補助金額] 対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

[対象職種] 介護職員(事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。)

【問合せ先】

介護保険班 TEL: 083-933-2774